

回覧 令和元年11月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|----------|-------|--|
| ＜募集＞ | 1 | ◆わくわく教室「華やかしめ縄教室」の受講生を募集します
1 ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します
2 ◆「第35回国民文化祭・みやざき2020」、「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会分野別フェスティバル」への出演団体(者)を募集します |
| ＜催し＞ | 3 | ◆「第149回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します |
| ＜お知らせ＞ | 3 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
4 ◆マダニによる感染症に注意しましょう
5 ◆12月4日～10日は人権週間です |
| ＜農林畜産関連＞ | 5 | ◆ <u>かんしょ生産者の皆さんへ</u>
かんしょ茎・根腐敗症の発生防止対策(次作用)をとります
6 ◆令和2年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ用)」の申し込みを受け付けます |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------|-------|--|
| ＜相談＞ | 6 | ◆ <u>畜産農家の皆さんへ</u>
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 7 | ◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 8 | ◆『もの忘れ相談会』を開催します |
| | 8 | ◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します |
| | 9 | ◆「行政相談」を実施します |
| | 9 | ◆「人権相談」を実施します |
| | 10 | ◆「無料法律相談」を実施します |
| | 10 | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募 集

◆わくわく教室「華やかしめ縄教室」の受講生を募集します

お正月のしめ縄をつくりませんか!!町教育委員会では、「華やかしめ縄教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■教室の内容＝

アーティフィシャルフラワーとプリザーブドフラワーで作る今までにない華やかなしめ縄を作ります。

※アーティフィシャルフラワー・・・生花をリアルに再現し、生花にはない美しさを表現した造られた花

※プリザーブドフラワー・・・新鮮な生花の水分を抜き、保存料や着色液につけ加工された花

■講 師 ＝ 櫻 加奈 先生

■開 催 日 時 ＝ 12月27日(金)
午前10時～正午(2時間)

■受 講 料 ＝ 3,050円(講師代+材料費)
※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■準備するもの＝ ラジオペンチ

■開 催 場 所 ＝ 町中央公民館 中会議室

■募 集 人 員 ＝ 15人(先着順)
※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申 込 期 限 ＝ 12月3日(火)

■申し込み方法＝

中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください

※お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係

(受付時間 平日の午前8時30分～午後5時)

☎：52-9311 ファクス：52-9724 お願いします。



◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。希望する人は履歴書を福祉課 児童福祉係まで提出してください。

■仕事内容＝

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認や見守り、必要に応じては関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、早くに救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理などを行う。

勤務時間	月曜日～金曜日	午後2時～6時 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜日・夏休み 春休み・冬休み	午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間)
休 日	週休2日(日曜および交代で1日) 祝日・盆(8月13～15日)・12月29日～1月3日	
募集人員	2人	
給 与	お問い合わせください。	
期 間	契約日～令和2年3月31日まで。(契約更新有り)	

■勤務地＝

町内の児童館・児童クラブ

■応募条件＝

- ①子どもの指導ができる人。
- ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

※お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎：52-9060(直通) お願いします。



◆ 「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会分野別フェスティバル」への出演団体（者）を募集します

令和2年10月16日～12月6日に県全域で開催される「第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回障害者芸術・文化祭みやざき大会」の各事業に出場する団体（者）を一覧表のとおり募集します。

出演を希望される人は、「国文祭・芸文祭みやざき2020」の公式サイトから開催要領・募集要項・申込書をダウンロードいただき、各申し込み先に直接提出してください。（公式サイトは「国文祭・芸文祭みやざき2020」で検索してください。）

※各事業により問い合わせ先が異なりますので、詳しくは次の公募事業一覧表または県国文祭・芸文祭の公式サイトをご覧ください。



国文祭・芸文祭みやざき2020
2020/10/17 ▶ 12/6

出演団体（者）公募事業

開催市町村	事業名	会場	開催日	募集期間	申し込み先・問い合わせ先
宮崎市	小倉百人一首競技かるた全国大会	県総合運動公園 武道館	令和2年 10月31日、11月1日	11月14日～ 令和2年3月28日	県総合政策部 国文祭・芸文祭課 0985-44-2805
宮崎市	みやざき洋舞フェスティバル2020	宮崎市民文化ホール 大ホール	令和2年 11月1日	12月2日～ 令和2年1月31日	みやざき洋舞フェスティバル実行委員会事務局 0985-20-9839
宮崎市	太鼓の祭典	宮崎市民文化ホール 大ホール	令和2年 10月25日	令和2年4月1日まで	公益財団法人日本太鼓財団 03-6205-4377
宮崎市	全日本健康マージャン交流大会	宮崎市総合体育館	令和2年 11月15日	12月25日まで	一般社団法人 全国麻雀段位審査会 022-261-5414
宮崎市	童謡の祭典	宮崎市民文化ホール 大ホール	令和2年 11月22日	11月29日まで	「童謡の日コンサート」実行委員会 0985-29-1368
都城市	SUMI FES!～墨フェス!～	都城市早水公園 体育文化センター	令和2年 11月22日	11月29日～ 令和2年5月8日	都城市総合政策部総合政策課地方創生担当 23-7161
都城市	盆地に響く歌声～少年少女合唱の祭典in都城	都城市総合文化ホール 大ホール	令和2年 10月18日	12月20日まで	都城音楽協会 担当 飯干裕之 090-8226-0063
延岡市	国民文化祭・ベートーベン生誕250周年記念 のべおか「第九」演奏会	延岡総合文化センター 大ホール	令和2年 12月5日	12月9日～ 令和2年8月31日	県総合政策部 国文祭・芸文祭課 0985-44-2805



催し

◆「第149回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	11月24日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今月の朝市イベントは、「大人気！花の寄せ植え体験」を開催します。そして、今年も三股西小の児童が作ったもち米の販売を行います。今回の朝市も見逃さないです！

毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか。たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会

上記のポイント引換所にて、3店舗分のポイント引換券で1回ガラポン抽選ができます。空くじなしの運試し！！

『抽選会は、8時半～10時頃まで』

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
※新規出店者（出店料500円）も募集しています。
※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」
☎：52-3131 にお願ひします。

No.3



お知らせ

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わる場合があります。

10月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ、まつり、ボタン付け、肩パット）	都城市とその周辺 三股町	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造最低工賃に準ずる）
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査 （キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその周辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその周辺	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300
相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

◆マダニによる感染症に注意しましょう

マダニにかまれることで感染する「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」の報告数は、宮崎県が**全国1位**となっています。

県の調査によると、感染推定地域は県内全域にわたり、山林作業だけではなく、農作業や畑仕事などの活動中に感染したと思われる例もあり、身近なところで発生しています。

マダニは、春から秋にかけて活動が活発になります。しっかりと対策を行って、マダニにかまれるように予防しましょう。

■重症熱性血小板減少症候群(SFTS)とは？

平成23年に初めて特定された、「SFTSウイルス」によって感染することで引き起こされる病気です。主な症状は発熱、腹痛や下痢などの消化器症状や、頭痛、筋肉痛、神経症状(意識障害、けいれん、昏睡)、リンパ節腫脹、出血症状などを伴うものです。重症化すると死に至ることもあります。

■どんなところにマダニはいるの？

動物がいる場所、特に野生の動物が生息する自然環境が豊かな場所は、マダニが生息できる環境です。普段、私たちが生活している周辺でも、木々や畑などがあれば、マダニが生息している可能性があります。

例)シカ、イノシシ、野うさぎなどの野生動物が出没する環境
民家の裏山や裏庭、畑、あぜ道など



フタトゲチマダニ

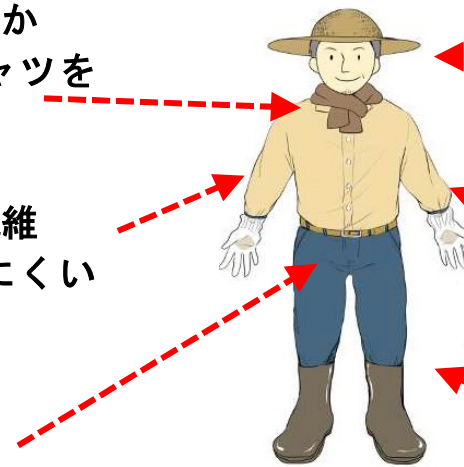
■予防するためには？

マダニに**かまれるようにすることが重要**です。特にマダニの活動が盛んな春から秋にかけては注意が必要です。草むらや藪などに入るときは、肌の露出を少なくしましょう。

首にタオルを巻くか
ハイネックのシャツを
着用する

服の素材は化学繊維
などダニの付きにくい
ものを着る

シャツの裾は、
ズボンの中に入れる



つばのある帽子

シャツの袖口は軍手
などの中に入れる

ズボンの裾に靴下を
被せ、靴の中に入れる

■マダニにかまれてしまったら、どうすればいいの？

マダニの多くは、数日～7日間皮膚にかみつき吸血します。肌に付いたマダニを**無理に取ろうとすると、マダニが体内にあるウイルスを人体に注入してしまう**可能性があるため、皮膚科や外科で処置してもらいましょう。

1週間以上前にかまれ、刺し口がはっきりせず、発熱、関節痛、頭痛などの**全身症状があるときは、内科**を受診しましょう。そのときは、いつ、どこを咬まれたか、山などに行ったかどうかを医師に伝えてください。

■ペットの対策も大切です

ペットのSFTSの感染や、まれにですが発症したペットから人へ感染する事例も報告されています。

- 獣医師に相談し、定期的にダニの駆除剤を使用しましょう
- 散歩後はブラッシングし、マダニがついていないか確認しましょう
- 過剰な触れ合いを避け、触れた後は必ず手洗いをしましょう
- ペットの体調に注意し、体調不良の場合は、動物病院を受診しましょう

※お問い合わせは、

町民保健課 健康推進係(町健康管理センター)

☎: 52-8481 にお願ひします。

◆ 12月4日～10日は人権週間です

「人権週間」とは

人権週間の由来は、1948年（昭和23年）12月10日に、第3回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択され、この日を記念して、毎年12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護を推進するための各種行事を実施するよう呼びかけたことに始まります。

このことから、法務省と全国人権擁護委員連合会では、この「人権デー」までの1週間を、「人権週間」と定め、全国各地域において人権尊重思想の普及高揚を図るための各種啓発活動を行います。

啓発重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」

こんなときは人権擁護委員にご相談を！

人権が侵害されたり、侵害されるおそれがあるとき、いじめ、体罰、土地建物、金銭の貸し借りや、そのほか家庭内の問題などいろいろなことで困りの人は、

- ・人権擁護委員（月に1回 三股駅多目的ホールで人権相談所を開設）
- ・宮崎地方法務局都城支局（☎：22-0490）
- ・全国共同人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（☎：0570-003-110）へご相談ください。

相談は無料です。秘密は固く守られます。
安心して気軽にお越し下さい！

※お問い合わせは、
総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）をお願いします。



◆ かんしょ生産者の皆さんへ

かんしょ茎・根腐敗症^{ねふはい}の発生防止対策（次作用）をとりますよう

北諸県地域で、かんしょ茎・根腐敗症が発生しました。次作の準備について、今から考えておきましょう。

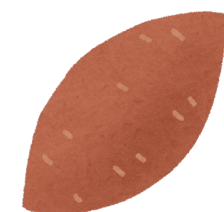
(1) 健全種苗の確保

- ①基腐病・つる割れ病状の立ち枯れが発生した本圃^{ほんぼ}は必ず記録し、ここからは絶対に種イモの採取を行わない。
- ②育苗に使用する種イモ・挿し苗は、未発生圃場^{ほじょう}の健全な種苗を調達する。
- ③定植時は、種苗の消毒を行う。

(2) 本圃^{ほんぼ}の消毒

- ①作終了後はなるべく 早く残渣を片付け、またロータリーを複数回（月1回以上）行い、残渣の分解を促す。
- ②定植前に、殺菌剤（クロルピクリン、バスアミド）で本圃の土壌消毒を行う。全面消毒の場合は、可能であれば古ビニルなどで地表面を覆う。

※お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）
☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆令和2年度分「電気防護柵（イノシシ・シカ用）」 の申し込みを受け付けます

今回は、令和2年度の予算要望のための聞き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

■補助対象 = 防護用施設（電気防護柵 イノシシ・シカ用）

- 補助条件 =
- ①農耕地のうち有害獣による被害が多発している場所。
 - ②電気防護柵の長さが原則として200m以上あるもの。
 - ③令和2年度電気防護柵を設置予定場所(田・畑)に作付けすること。
 - ④事業申請の時は「滞納のない証明書」が必要です。
※町税務財政課で取得できます(手数料が必要です)。

■標準事業費 = イノシシ用 5万7千円
(柵の延長が250mのとき～令和元年度実績)

■基準補助率 = 県補助金3分の1以内、町補助金3分の1以内かつ予算の範囲、個人負担金3分の1以上

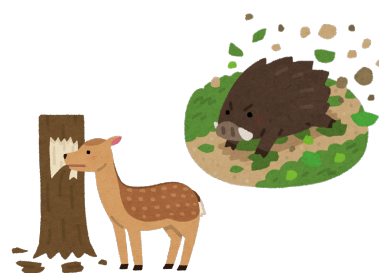
■申込期限 = 12月16日(月)
(注：申込期限を過ぎますと受付はできません。)

■申し込み方法 = 原則として希望者本人が、農業振興課 農林整備係で申請して下さい。

※お申し込み・お問い合わせは、

農業振興課 農林整備係（3階 ③番窓口）

☎：52-9089（直通）をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

昨年、中国においてアフリカ豚コレラの発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。また、国内で発生が続発している豚コレラについては、新たに埼玉県及び長野県での発生が確認され、感染の拡大が認められることから、これらの疫病の侵入リスクが高い状況にあります。
伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

**「韓国で初めてアフリカ豚コレラが発生しました。
今一度、発生予防対策を徹底しましょう。」**

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越してください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆ 12月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

☆ 12月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日 12月4日（第1水曜日） 18日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時》 ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★ 回収日以外は受け入れできませんので、ご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して10～15畝程度にひもなどで縛って搬入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 注意 サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 </div> ※分別については、次のページの表を確認してください。
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん（認め印可） をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、表の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃プラスチックを持っていくことはできません。 ★農業用廃プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。 産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

農業用廃プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用使用済みプラスチックの分別について

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> 農ビマーク入りのもの 透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> 10～15畝のつづら折りにする。 梱包ひもは同一素材でしぼる。 農ビ以外のものを混入しない。 糸入りのもの、劣化品、ひもが通してあるものは、「③その他」で回収します。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> 軟質ポリ ポリ系フィルム 不織布、灌水チューブ 	<ul style="list-style-type: none"> 長さ1mくらい、重さ10～15畝程度に梱包する。
<ul style="list-style-type: none"> ビニールシート 	<ul style="list-style-type: none"> 金具は外す。
<ul style="list-style-type: none"> 肥料袋 	<ul style="list-style-type: none"> 何枚か重ねて、ひもで縛る。
<ul style="list-style-type: none"> 鉢、トレイ、コンテナ、育苗箱 	<ul style="list-style-type: none"> 重ねて梱包する。
<ul style="list-style-type: none"> ポリ容器 	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄し、乾燥させる。
<ul style="list-style-type: none"> ポリタンク 	<ul style="list-style-type: none"> 20畝以上のタンクは破砕して搬入する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> 塩ビパイプ 	<ul style="list-style-type: none"> 長さ2畝以内に切断し、ひもで縛る。
<ul style="list-style-type: none"> 塩ビパイプ以外のもの 農薬袋（アルミパック）、ビニールホース、サニーホース、マイカー線、ラミネート袋、ネット、パッカー（金具は外す）など、「①農ビフィルム」、「②ポリ」以外の農業用廃プラスチック 	

※10月より処理料金に変更となっています。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）
 ☎：52-9086（直通）をお願いします。



相 談

◆『もの忘れ相談会』を開催します

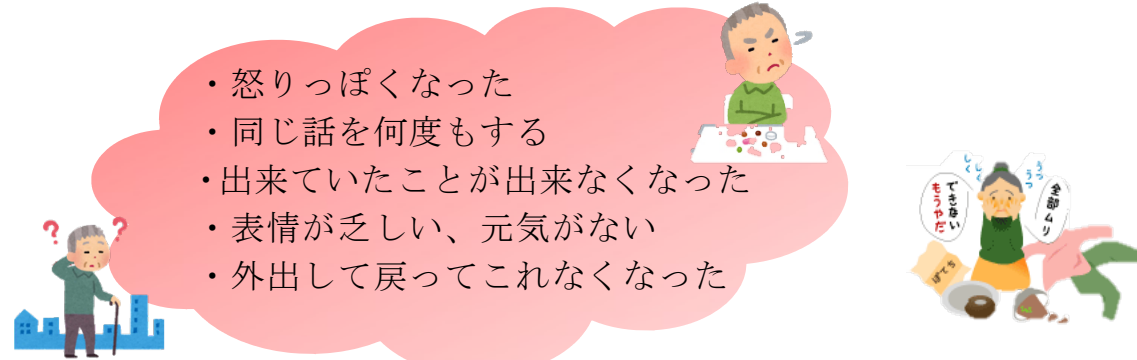
町地域包括支援センターでは、次の日程で「もの忘れ相談会」を開催します。

年を取れば、もの忘れが多くなったり、判断力が衰えたり、段取り良く進めることが苦手になることがあります。

認知症は、だれでも起こりうる脳の病気ですが、症状がひどくなると日常生活に支障をきたしてしまいます。認知症のもの忘れにより記憶の欠落がひどくなると、本人も、もの忘れを自覚しづらくなり、家族や周囲の人が戸惑うことも多くなります。

本人やご家族が、「おや、おかしいな」と気付く症状の出始めに、相談をしていただくことが大切です。この機会にぜひ相談会をご利用ください。介護のことに詳しい専門職が相談を受けます。

身近な人の中にこんなことが気になる方はいませんか？



- ・ 怒りっぽくなった
- ・ 同じ話を何度もする
- ・ 出来ていたことが出来なくなった
- ・ 表情が乏しい、元気がない
- ・ 外出して戻ってこれなくなった

日 時	12月4日(水) 午後1時30分～5時
場 所	町社会福祉協議会
対 象	認知症が心配な本人またはその家族など
参加費	無料

※お申し込み・お問い合わせは、
三股町地域包括支援センター（1階 ⑦番窓口）
☎：52-8634 にお願ひします。



◆町福祉・消費生活相談センター「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	(三股町) 12月12日(木) (都城市) 12月20日(金)
時 間	(三股町) 午後1時30分～4時30分 (都城市) 午後1時～4時
場 所	(三股町) 町福祉・消費生活相談センター (都城市) 消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容を把握するため、必ず開催日の前々日までに <u>事前相談、事前予約が必要です。</u> ・ 消費者生活に関する法律相談です（個人間のトラブル、相続、事業者からの相談などは対象外）。 ・ 日程は変更になる場合があります。 ・ 相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154
にお願ひします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	12月2日(月)	12月16日(月)
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	12月5日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くろき まさひろ 黒木 正弘、いまむら りえ 今村 理絵 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	12月17日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。